

食安輸発0515第5号
平成25年5月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産はも及びベトナム産えびのトリフルラリン)

標記については、平成25年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成25年5月15日付け食安輸発0515第3号）にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

1. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
はも及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリフルラリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.001ppm）を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

２．ベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール フラゾリドン トリフルラリン エンフロキサシン	別表２の４によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン：昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 トリフルラリン、エンロフロキサシン：平成17年１月24日付け食案発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン、エンロフロキサシンが残留しているおそれ、基準値（0.001ppm）を超えるトリフルラリンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール フラゾリドン エンフロキサシン	別表２の４によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン：昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン：平成17年１月24日付け食案発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン、エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

に改める。